

教科「情報」の免許状新設にともなう 講習会と教職員組合運動

佐々木 享

「情報」及び「福祉」の新設にかかわる教職員免許法改正

教科「情報」「福祉」は1999年3月29日の高等学校学習指導要領の改訂により新設され、これに対応して2000年3月29日に教育職員免許法の一部が改正された（2000年7月1日施行）。

教科「情報」「福祉」の新設にかかわる教育職員免許法の改正点は、以下の3点である。

①高等学校の免許状の種類に「情報」「情報実習」「福祉」「福祉実習」を加えたこと。

②「数学、理科、看護、家庭、農業、工業若しくは水産の教科又は教科の一部に係る事項で旧法第16条の四第一項の文部省令で定めるものについて高等学校教諭の普通免許状の授与を受けている者」で、「平成15年（2003年）3月31日までの期間において文部省令で定める情報の教科に関する講習を修了したのものには」「新法に規定する高等学校教諭の情報の教科について的一种免許状を授与することができる。」

③「福祉」については、「公民」「看護」又は「家庭」の免許状をもつ者で同じ期間に実施される講習を修了した者に免許状が授与される。

この2教科新設に対応する教員確保に関する施策については、若干の

論点を指摘できる。

第一に、「情報」「福祉」の二つの教科が存在するのは高等学校のみ、換言すれば義務教育学校には存在しないので、国としてはこの二つの教科の教員については国立大学に課程を新設するなどの措置をとる必要性に迫られることはない。教育職員免許法が定める科目を開講する大学が文部省の認可を受けて養成すれば済むわけである。¹⁾

第二に、他方で今回は、とりわけ、全ての高校生に必修とされた普通教育の教科としての「情報」担当者の確保が問題となる。各学校が既存の科目で必履修単位の一部を代替することも考えられる。しかし、長期にわたって代替科目で事態を切り抜けることは学習指導要領や教育職員免許法の趣旨に反する。そこで採られた施策が、現職教員に対して講習会を受講させてその合格者に免許状を交付する方法である。こうしてこの講習会は、2000年度から開始された。

なお工業、商業、農業、水産等の職業に関する専門学科にはそれぞれ「情報」に代替できる科目がある²⁾。これによる代替は必ずしも当面の措置とはいえないので、これらの学科では当面の教員対策が問題となることはないと考えられる。

高等学校の歴史の中で、教科が新設され、その新設教科に関して教育職員免許法が改正されたのは初めてではない³⁾が、高等学校に関する限り、講習会を開いて免許状を発行する措置をとった前例は知られていない⁴⁾。しかし高等学校や中学校の教員には、一般に、自分の担当以外の教科の問題にはくちばしを入れないというよく言えば奥ゆかしさ、悪く言えばセクト主義がある。くわえて初めてのことだったためか、教職員組合運動や筆者を含む研究者には教科新設に関して若干の論評を加えるなどの対応はあった⁵⁾ものの、講習会により教員免許状を授与する措置自体については、検討されて来なかったし、筆者の見る限り、対応にも戸惑いがあったことは否めない。

筆者自身も、この教科をすべての高校生に必修とすることに疑問を呈したが⁶⁾、その際、一定期間の講習を現職教員に実施してこれにより免許状を授与する計画が文部省にあることについては、その安易さを指摘するにとどめていた。高等学校の教科の免許状を新設するからにはきちんとした施策をとるよう問題提起すべきだったと反省している。

改めて考えてみると、今回実施された講習会に関して検討すべき論点は多い。論点の一つはかかる免許状授与方式を含んだ教育職員免許法改正そのものである。しかし筆者は教育行政の専門的な研究者ではないので、教科新設と教員免許状制度との関係を理論的に解明することはその任ではない。講習会の内容からみた教科「情報」の存在価値なども問題となるが、今回はこの点に立ち入って検討する用意もない。

教科新設に対処する当座の措置として講習会を開催しその受講者に教員免許状を授与する措置は、大学における専門科目と教職課程の単位修得を基本として教員免許状を授与する現行の教員免許状発行制度から大きく外れる措置であるから、その講習会の在り方は重要な論点の一つであると考えられる。本稿は、この点に限定して若干の論点を検討する。

なお教科「福祉」の場合については、目下のところ筆者は詳細を承知しないので、この件について別の機会に検討したい。

講習会により教員免許状を授与する方式をめぐる諸問題

以下では、全日本教職員組合（全教）等の実行委員会が主催して2001年1月に開催された2000年度教育研究全国集会に提出された埼玉県高等学校教職員組合の原健司氏のレポート（以下単にレポートという）⁷⁾と千葉県高等学校教職員組合が講習会受講者に実施したアンケート（以下単にアンケートという）⁸⁾、愛知県の県立大学会場での受講者からの聴き取りなどを手がかりに、この講習会に関連する若干の諸問題を整理し

てみる。

はじめに、分析の観点について述べる。

第一は、教科の専門性確保にかかわる問題である。筆者は元来この教科「情報」の新設に疑問を抱いている。百歩譲ってこの教科が工業、商業、農業などの専門諸学科に並ぶ独立した学科を構成する程の専門性があるというのであれば、その専門性を深く学習する機会が提供されたのかという問題である。

第二は、労働者の権利確保にかかわる問題である。すなわち講習会の受講者の選抜の過程等で生じた労働者たる教員の権利を解明することである。日本の労働組合運動が技術革新の際に新しい技術に関して教育要求を掲げて闘うことに不得手であることを筆者は承知しているが、この教科新設とくに講習会による免許状付与という措置に関連した教職員組合運動の対応策を解明することにはとくに意を用いたい。

1. 県教委による講習会の受講者の指定

この講習会の受講者選定に関する各都道府県教育委員会（以下たんに県教委という）の方針は極めて多様であった。いくつかの例を取りあげてみる。

①たとえば千葉県の場合、学校長宛の通知⁹⁾によると、「受講者の資格」は以下のとおりであった。

- (1) 高等学校及び特殊教育諸学校の高等部において、新教科「情報」を担当することになる教員
- (2) 「教育職員免許法の一部を改正する法律」において教科「情報」の免許を授与することが可能となった者

（具体的には、数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業、若しくは水産の教科等について高等学校教諭の普通免許状の授与を受けている者）

この有資格者の中の

- (1) 資格要件を満たしかつ学校長が推薦する者各校1名
- (2) 高等学校については、課程ごとに1名とする。

とされている。

②長野県教委の「講習会実施要項」では¹⁰⁾、「受講対象者」は「下記の事項を満たし、受講を希望する者」とされていた。

- (1) 「数学」、「理科」、「看護」、「家庭」、「農業」、「工業」、「商業」、「水産」「情報技術」又は「情報処理」の高等学校普通免許状を有する者
- (2) 情報に関する内容やコンピュータを活用した実績があるなど「情報」について一定の知識と技術を持つ者
- (3) 平成15年度以降教科「情報」を担当することが予定されている者

長野県教委の通知は、教育職員免許法第16条の4第一項に規定する高等学校教員の特別免許状である「情報技術」（工業科の科目）「情報処理」（商業科の科目）を掲げるなど、他の教委の通知より丁寧である。

また幾つかの県教委の通知にみられる「平成15年度以降教科「情報」を担当することが予定されている者」という限定は法律の規定にはないものである。これについては、受講者の中に、2003年度から必ず「情報」を担当させられるのか、再び元の教科担当に戻れるのか、などの疑点があるといわれる。

③愛知県教委から各学校宛の通知文書には¹¹⁾、「数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業、水産の高等学校教諭普通免許状の交付または授与を受けている教員で、コンピュータの操作を習得している者」となっている。

④滋賀県教委の場合は極めて簡潔で、参加者の要件を以下のように規定していた¹²⁾。

平成15年度以降に教科「情報」を担当する者
現職教員で、数学または理科の免許状を有する者
15日間連続して受講できる者

このように受講し得る者を「コンピュータの操作を習得している者」に限定したり、「数学」「理科」の免許状所有者に限定して他の教科の免許状所有者を排除したりすることは、法令の規定から大幅に逸脱している疑いがある。

⑤判明している限りでは、各県教委は、受講資格を現職教員に限定している。その根拠は、文部省初等中等教育局長の通知にある¹³⁾。

2. 高等学校教職員組合の対応

①日本高等学校教職員組合（日高教）は、この教職員免許法の改正問題に関して声明書を発表していた。しかしこの声明書は、教科「情報」と「福祉」の新設、就中その免許状交付のための講習会については、全く触れていなかった。

②日高教本部の話では、この講習会については長崎、佐賀などいくつかの県の高教組から問い合わせがあり、参加者を指名するのは行き過ぎ、希望を優先すべきで、強制はすべきでないと回答してきた。統一的な指示文書を出してはいない、とのことであった。

③幾つかの県高教組は、組合員の質問に答えるなどの中で、強制すべきものではないなどの原則的な観点を示していたとのこと。しかし、筆者が電話で尋ねた限り、長野高教組、滋賀県公立高教組では、特別な対策などをとったことはなかったという。ただし、愛知県高等学校教職員組合は、『2000教文ニュース』No.1（2000.5.25）において、この講習会に関するQ & Aを発行して組合員の各種の疑問に答えていたことが注目される。

3. 講習会受講者の選抜にかかわる問題

①アンケートによると、希望をとった学校、教頭などの管理職が指名した場合など必ずしも一律ではなかったらしく、事実上指名で参加した人には、すでに予定されていた部活などとの調整がつかなかったり困難を来したなど、問題を感じている者が少なくない。

②レポートによると、埼玉県では、「この研修会への希望者は県公立高校約180名、私立高校156名であり、そのうち県公立高校80名、私立高校40名が受講した。県教委では希望者が多かったため急速プラス40名を考えたが文部省の許可がでなかった。」という。

希望者全員に受講させるのではなく、埼玉県のように受講者数を制限した場合、何を基準として選抜？し、絞り込んだかは重要な問題の一つである。

③レポートによると、この講習会の講師の中には、講師をしているのに自分はこの免許状を貰うことができないと嘆いていた人もいたといわれる。愛知県の愛知県立大会会場では、1名の講師は受講者の中にも名前を連ね、自分が講義する場合以外の時間は一般の受講者とともに受講していたとのこと。なおある県教委は、免許状取得を希望する講師は、最初から受講者として名前を連ねておくよう指示していた。

4. 実際の受講者

①埼玉県の場合は、「受講者は様々で、以前から情報教科に携わってきた教育センター職員や県の教育課程改善委員会の情報教育部会のメンバー、商業科や農業科の教員が転科する場合（私学ではリストラと背中合わせで切実感がある）、コンピュータに興味があるからやってみようかなといった人たち（公立教員に多い、中には好きでたまらない人もいる）、学校では1人は参加しなければならないとのことで（本当かは不明）偶然選ばれた人、等である。」（レポート）

②「コンピュータについての習熟レベルも様々であった。理解不十分な講師が実習説明で手間取っているので、講師に教えてあげたりする受講者もいた。」(レポート)

③アンケートにも「私は専門的知識を十分習得しているので、画像等の処理については(講師の方よりも持っている)、かなり物足りなかった。」などの類似の意見があった。愛知県立大学会場でも、講義(実習)の種目によっては、受講者の中に講師より詳しい者がいたという。

④「内容によってはかなりハイペースで進むのでパニックになっている受講者(周りの人はみんな優しいから助けてくれるけれど)もいた。」(レポート)

⑤地域別に受講場所を指定したと推測される愛知県の県立大学での受講者の教科別内訳は、数学23, 理科15, 商業6, 工業4, 家庭1であった。

5. 講習会の実施時期とその期間

講習会は、文部省の通知にしたがいすべての都道府県で7~8月中に実施された。

アンケートに答えた多くの人は、夏休み期間中に実施するのはやむを得なかった、授業を休む必要がなかったのはよかった、としている。ここには、日本の教師の生真面目さがよく現れている。しかし筆者は若干の疑問を禁じ得ない。新技術の導入、合理化に対処する追加訓練、転職訓練は勤務時間中に、職場から解放して実施させるべきものと考えられるからである。

6. 講習会の講師

講習会の講師は、千葉県教委の通知では、「平成11年度新教科指導者研究協議会参加者が講師となる。(大学教官、民間技術者、高等学校教員、県情報教育センター指導主事等40名を予定)」とされている。埼玉

県の場合、レポートによると、「講師は指導課の指導主事，教育センター深谷支所（元の情報教育センター）の指導主事，現職教頭や専門高校の教諭が担当した。」愛知県の場合は，3会場合わせて講師は計22名で，内訳は指導主事1（数学），研究指導主事3（数学1，理科1，工業1），教頭1（商業），現職教諭17（商業4，理科5，数学5，工業3）であった。

なお「この講習会の準備として，講師たちは3月に5日間の文部省講習を受けている。ハードな詰め込み講師養成が行われたようである。この講師〔養成〕のための講習会は大学教員が講師を担当した。ひどいときには質問禁止の状態で一方向的講義が行われ，この時の苦しさのエピソードを今回の講習会の中で語る講師が何人かいた」という（レポート）。

7. 講習会の内容と方法，時間帯等

①確認できた限り，今回の講習は全て，1日に90分授業が4コマで，土曜・日曜を間に挟んで，場合によっては数日の間をおいて計15日間実施されている。そのため，今回のこの講習会の日程や内容はかなり過密だった，きつかったので途中で欠席したかったとの声も多い。

②愛知県では，欠席については出身学校長からの届け出が要求され，10～11月に補講を実施する，と言われたという。欠席の有無，補講の実態は，確認されていない。

③「講師陣は文部省から，テキスト通りにすすめることを指示されていて，講座によってはVTRを視聴する箇所まで指定されていた。テキストは各執筆担当者（氏名は不明，文部省発行となっている）が作った原稿をそのまま印刷した感じで，用語の整合性もとれておらず，満足な目次もなく，各章ごとにページが振られていた。」（レポート）

④「講習会は専門科目『情報』の内容が含まれているにもかかわらず，普通教科情報を担当することを前提としてテキストを軽く扱う講義内容であった。実際，今講習会の短い時間ではテキストをすべて説明するこ

とは無理であったと思われる。」(レポート)

⑤愛知県立大学会場の講師たちは、文部省著作の2冊のテキストの他に、毎時間多数のプリントを配布して授業をすすめたとのことである。

⑥知られた限りでは、概ね50人弱を1教室に集めた講習だったようである。かなりの詰め込み教育といえる。ただし、東京都、千葉県では、実習を伴わない講義は、大教室に100名以上の多人数の受講生を収容した一斉授業を実施したといわれる。

⑦講習中の実習に助手のような人がついたか否かを確認しなかったのは迂闊であった。愛知県立大学会場では、概ね1班6名の班編制で実習を含む学習が進められたという。

8. 提出を要求されたレポートなど

①埼玉県では、「講習会全体を通して4本の報告書、4本の演習の制作作品、1本の学習指導案の提出が求められた。分量としては過重なものであった。しかし受講者はみんな、最終的には何とかしてくれることを感じていたので、それほど悲壮感はなかった。県の担当者も何とか受講者全員を修了させたい思いが言葉の端端から伝わってきた。」

②千葉県の講習会では(アンケートによると)、「4本の報告書、4本の演習の制作作品、1本の学習指導案」の他に「総合実習1通」が課されたらしい。この千葉県の場合、講習会の最終日が8月30日でその報告書提出期日が9月7日というのは厳しかったと答えた人が数人いる(アンケート)。一括してなのか、最後の提出物のことなのかは不明。

③愛知県の県立大学会場では、講習会の最終日が8月30日、提出物は、報告書4件(内1件は総合演習)、学習指導案2件、制作作品等4件で、一括して9月22日までに必着で郵送することが要求された。

9. 受講料，交通費など

千葉県のお知らせでは、「県立学校の受講者の旅費等は，財務課より令達される」とある。管見の限り，他の都道府県も管下公立学校の教員については，同様の措置をとっていた。国立私立高等学校の教員の扱いは未確認である。

なお，多数の都道府県を調査したわけではないので確認できないが，受講手当の如きものが支給された事例を聞いていない。（千葉県では日当？が支給されたとのこと。）

また，免許状は「本講習会の修了証と3300円の県収入印紙を添えて教育職員免許授与願いを出すことにより発行される。講習会終了後に自動的に免許状が出るわけではない。」（レポート）

まとめにかえて——技術の進歩などにともなう

教員免許状の新設をめぐる諸問題

生産技術の進歩など社会の変化に必ずや応ずるために教科が新設されると，これに対応する免許状を新設することも必要になる。このような場合に，大学における教職課程が整備されて大学卒業生の中から教員免許状を取得した者が供給されるようになるまでの当面の措置として，講習会を開催してその受講者に新免許状を授与することも，関連する行政上の施策の一つである。以下では，まず，若干の類似の前例を考えてみる。

1. 中学校の「技術」科免許状新設の場合

1958年10月の中学校学習指導要領改訂により従来の「職業・家庭」の工的内容と「図画工作」の「工作」の部分を含ませた「技術・家庭」が誕生した。この場合，教員免許状に関して文部省の採った対応策は，以下の三つであった。

①教育職員免許法を改正して免許状に「技術」という教科を新設した¹⁴⁾。

②義務教育課程である中学校における教科の新設なので、教員の供給に国が責任をもたねばならないという観点から、教員養成を主たる目的とする各国立大学の学部にも、「技術科教員養成課程」を順次新設（すなわち新しく教員を配置）した。

③国立大学から「技術」の免許状をもった教員が卒業してくるのは数年先であり、他方教科「技術・家庭」の新設は事実上「職業・家庭」の改訂であり、従来「職業」の免許状を持ってこの教科を担当してきた教員に「技術」の免許状を発行する必要があった。このため、1961年6月8日の教育職員免許法一部改正による「附則6」及び「同7」により¹⁵⁾、「職業」及び「図画工作」の免許状をもつ現職教員で文部省令で定める講習を受けた者に「技術」の2級免許状が発行された。この講習会は、都道府県教育委員会主催で2週間にわたるもので、3年間実施された。

この③の措置への教職員組合の対応策には、無視やとまどいだけでなく、若干の混乱もあった。「職業」の免許状所持者に無条件で付与されるのではないことに怒りもあった。「若干の混乱」とは、当時実施された改訂学習指導要領に関して実施された教育課程の伝達講習会と混同されて、この免許状書き替えのための講習会に反対する動きが一部の府県の教職員組合にあったことを指している。筆者はむしろ、安易な講習による書き替えでなく、きちんとした再教育を要求すべきだと考えていた。

この時の経験がきちんと総括されていないことが今回の改訂問題への対応に反映しているように筆者には思われる。

なおこの改訂では「図画工作」もなくなり、これに代わって「美術」が新設された。しかしこの転換は教育内容上の実質的な変化がほとんどないに等しいものだったので、講習会等を実施することなく無条件で教員免許状の書き替えが行われた。

2. 情報関連学科新設の際の1970年代における教員対策

理科教育及び産業教育審議会が1969年12月に高等学校の情報処理教育の推進を建議したことにより、1970年代に入って情報関連学科が相次いで新設された。この情報関連学科の新設は教科の新設ではなかった。しかしまだパーソナルコンピュータが登場するはるか以前で、この方面に熟達した教師を得難い時期であったから、この時期の都道府県教育委員会は、当該の新設予定の学校から、新学科の専門教育の中心となるべき教員1～2名を半年～1カ年の間、勤務から解放して、大学あるいはIBMなどの情報関連の民間企業に内地留学させる等の措置をとった。

この措置は、新しい技術導入に対処する際の、戦後教育史上希に見る最もオーソドックスな施策であつといえる。

3. 高等学校の「家庭」の免許状の場合

1985年に日本も女子差別撤廃条約を批准した結果、国内法整備の一環として中学校「技術・家庭」の性別履修指定と高等学校の「家庭一般」女子必修方式は解体され、1989年改訂の高等学校学習指導要領は教科「家庭」に属する「家庭一般」「生活一般」「生活技術」の中から1科目を男女共通の必修とした。その結果、家庭科教師の一時的な不足が見込まれた。この事態への対応策として、東京都¹⁶⁾、埼玉県、愛知県などでは希望者に有給で1カ年の大学への内地留学（すなわち勤務から離れて学習すること）により免許状を取得させた¹⁷⁾。ある意味ではオーソドックスな対応といえる。この場合でさえも、東京都立高等学校教職員組合や埼玉県高等学校教職員組合は、1カ年の学習では不十分だとする要求を出したといわれる。

4. 高等学校の「工業」の免許状の場合

教科の新設にかかわる問題ではないが、とくに1960年代には高等学

校が増設される中で問題になった高等学校「工業」の免許状取得者確保の問題に注目してみる。

多くの県教委が採用した施策は、①中学校等に在籍する「工業」免許状所有者の吸い上げ、②「工業」の免許状所有者に入職後3年間の初任給を他の教科より高くするいわゆる初任給調整、③「工業」の教員になろうとする学生への奨学金の貸与、などであった。

文部省は、工学部卒業者は、「工業」については教職教育科目の一部または全部を学部の専門科目で読み替えることができるよう、1961年6月8日に教育職員免許法の一部を改正した¹⁸⁾。その結果、2001年の今日なお工学部卒業者にとっての「工業」の教員免許状取得のための必修科目は、「職業指導」のみである。文部省はまた、1961年5月19日の「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」(1961年法律第87号)により、修業年限3年の工業教員養成所を9国立大学に開設し、これに対応する教育職員免許法を改正した。

これらは、やむを得ない措置といわれるが、議論が尽くされたとは到底いえない。

5. 教科「情報」の教員免許状を講習会により免許状を授与する方式をめぐる諸問題

①教職員免許法改正そのものの問題

千葉県では、地理の教師であるが理科の免許状を持っていることを理由にして講習会に参加した人がいた。彼は、地理学習ではコンピュータは大いに活用できるのに、地理の教師を排除したことは納得できない、もともとこの普通教育の「情報」は地理にせよ理科にせよ、「情報」以外の教科の専門家がコンピュータを活用するために担当するのが最も望ましいのではないかと述べていた。また全教等の教研集会では、たんに現職教員を対象とするなら、希望する現職教員すべてを対象とすべきで

あり、とくに工業実習などある種の免許状所有者を排除するのは不当だという声もあった。実際、今回指定された教科以外の教師にもコンピュータに詳しい者は少なくないから、これは有力な考え方の一つである。

教員免許状は、元来、大学で学ぶ者の中の希望者が必要な学習をして取得することを本旨としている。この趣旨に照らして、特定の教科の免許状所持者に限定してその講習会受講者に教員免許状を授与する方式には重大な疑問があるといわなくてはならない。

②実習助手ないし実習教諭の扱い

受講者を限定している問題に関連してとくに問題となる実習助手あるいは実習教諭の扱いについては、とくに一言しておく。

実習助手には、工業、農業、水産等の「実習助手」の資格しか持たない人と、工業、農業、水産等の「実習教諭」の免許状を持っているのに教諭として任用されないために実習助手にとどまっている人とがある。前者に受講資格が認められないのは、やむを得ないとしても、後者を排除していることには疑問があるといわなくてはならない。

なお2001年1月末の日教組の第50次教研集会の日程中に開催された実習教員懇談会では、教科「情報」の授業については必ず実習助手を配置するよう要求すべきだ、との話題が出されていた。理科に実習助手がつけられていることを考えると当然の要求であると思われる。この点についての教職員組合における検討が期待される。

③講習会参加者の扱いについての教職員組合の取り組み

元来、教員免許状は、その取得を希望する者が必要な課程を学んだ上で取得するもので、雇用者の都合で、希望しない者に命令？で取得させる性質のものではないと考えられる。この点に関して高等学校教職員組合に対応策を問い合わせる組合（員）があったことは、日常的な組合活動がいわば正常に機能していることを示唆していると言えよう。しか

し、組合員の権利にもかかわる問題だと思われるので、統一的な指示ないし解釈が提示されていないことには、若干の疑問を禁じ得ない。

今回の講習会の開催方式には、短期集中という実施期間、クラブ活動など行事の多い夏季に実施されたこと、多人数詰め込みの講義方式などについて、受講者から多くの問題が指摘されていた。いずれにしても、前述した家庭科免許状授与に際して採られた内地留学方式などに較べて、検討すべき問題はあまりに多いといわざるを得ない。以上に指摘した問題は直接的な労働条件の問題ではないかも知れない。しかし、より一般化すれば、今回の講習会方式には、技術等の進歩に関連して生ずる事態に対して労働組合が採るべき方針・態度の問題が関連していたと思われる。今後の研究課題として指摘しておきたい。

最後に、本稿をまとめるについてご協力頂いた日本高等学校教職員組合、いくつかの都県高等学校教職員組合に感謝する。

注

- 1) 本稿の主題からややそれるので事実関係を簡潔に指摘するにとどめるが、『情報』・『福祉』の教員養成』についての文部省の施策については、高口努（文部科学省初等中等教育局教職員課）『情報』・『福祉』の教員養成』日本私立大学連盟『大学時報』第276号、2001年1月、72～75頁に詳しい。また2000年にあわただしく実施された教科「情報」の課程認定の申請経過については、石堂常世『情報』の教員養成課程申請への対応と課題』、同上誌、同号、76～87頁に詳しい。その結果2000年12月までに課程認定を受けたのは、国公私立計193大学（378学部学科等）であったという。龍昌治「高等学校新教科『情報』教員の養成」愛知大学情報処理センター紀要『COM』vol. 12 No. 1（通巻第20号）75頁、2001年5月、を参照。
- 2) 高等学校学習指導要領の第1章総則の「第3款 各教科・科目の履修等」の2の（2）の規定（大蔵省印刷局版の7頁）により、それぞれの学科の専門科目「農業情報処理」「情報技術基礎」「情報処理」「水産情報処理」「家庭情報処理」「看護情報処理」「福祉情報処理」の履修で代替できる。

- 3) 高等学校の専門教育に関する教科としては、1970年の学習指導要領の改訂により「理数」「看護」の2教科が新設された例もある。この際教育職員免許法改正により新設された教科は「看護」のみで、「理数」なる教科の免許状は新設されなかった。教科の新設と免許状とは必ず運動していない、という事例である。

高等学校の普通教育に関する教科については、以前に「書道」など芸術関係の教科が新設された例がある。これらの場合に免許状発行のために講習会を開いたような事例は知られていないように思われる。また1989年の高等学校学習指導要領改訂により「公民」と「地理歴史」という教科が新設された際にも、教育職員免許法が改正された。しかしこれは、実態としては従来の「社会」という教科を二つに分割したに過ぎず、「社会」の免許状所有者はそのまま「公民」や「地理歴史」を担当できるとされたので、取り立てて対応策が問題とはならなかった。

- 4) 「看護」の教員免許状は、看護婦養成をしている学部卒業生なら容易に取得できるし、試験検定により取得する道も開かれている。しかし当座の措置としては、1973年8月9日の教育職員免許法施行規則の一部改正による付則により、高等学校の「保健」の免許状を持つ者がこの「看護」の教科を1年以上担当した場合には「看護」の免許状取得に必要な単位を修得したとみなすという措置がとられた。極めて安易な措置であったという他ない。
- 5) 拙稿「教科『情報』の必修化をどう考えるか」『高校のひろば』第31号(1999年3月)、84頁。
- 6) 拙稿「教科『情報』新設への疑問」日本高等学校教職員組合編『青年にたしかな学力とゆたかな人格を——新学習指導要領と教育課程づくり』(1999年10月)86～88頁を参照。
- 7) 原健司『新教育課程自主編製の視点——新教科「情報」』(2000年度教育研究集会報告書)。
- 8) 千葉高教組教文部『教科「情報」講習会アンケート結果』(2000年11月10日)。これは受講者中50名の記述式回答をまとめたものである。)。
- 9) 教指第115号平成12年4月21日学校指導部指導課長「平成12年度教科「情報」現職教員講習会の実施について(依頼)」
- 10) 長野県教育委員会『平成12年度新教科「情報」現職教員等長野県講習会実施要項』
- 11) 12教高第182号平成12年5月9日愛知県教育委員会教育長「平成12年度教科「情報」現職教員講習会の実施について(通知)」
- 12) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課長(平成12年4月28日)「新教科

『情報』現職教員講習会について（依頼）」

- 13) 2000年4月19日（文初職第535号）「平成12年度新教科『情報』『福祉』現職教員等講習会の開催について（通知）」。
- 14) この新教科「技術・家庭」は、学校教育法施行規則や学習指導要領では「技術・家庭」という単一の教科として扱われ、教育職員免許法では「技術」と「家庭」を別個の独立した教科と扱うなど、教育課程構成上まれにみる矛盾をふくんでいる。その詳細に触れる余裕はないが、詳しくは、たとえば、原正敏・佐々木亨編『技術科教育法』（1972年、学文社）の第1部第3章（執筆は筆者）を参照。
- 15) すでに不要になったため、その後の『教育六法』などでは省略されている。詳細は、たとえば佐々木亨編『普通教育と職業教育』（1996年、東京法令）549～551頁を参照。
- 16) 東京都の実施方式については、東京都教委教育長（5教人人第555号）「平成6年度東京都立高等学校家庭科担当教員養成事業の実施について（通知）」を参照。
- 17) 愛知県の場合の実態については、香村和正「高等学校『家庭科』教員養成事業について」愛知高等学校教育法研究会『愛知高法研ニュース』第39号（1994年11月7日）に受講した教師による興味深い報告がある。
- 18) ちなみに、この免許法改正により取得要件が緩和されたのは「工業」のみでなく、中学校の「美術」、高等学校の「数学」「理科」「音楽」「美術」「工芸」の免許状取得についても、教職に関する科目の半数までを専門科目で読み替えることができるとされた。

[付記]

本稿は、平成12年度科学研究費補助金（基盤研究（C）(2)）「中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究」の研究成果の一部である。